

議 事 録

1 日時

令和4年3月3日（木）

午後6時00分～午後6時45分

2 会場

和歌山市役所 11階 教育委員室

3 出席者

【教育長及び委員】

教育長 阿形 博司

委員 藤本 禎男

委員 森崎 陽子

委員 波床 昌則

委員 打田 雅子

【事務局職員】

教育局長 津守 和宏 教育学習部長 天野 忠和

学校教育部長 東 康修 教育政策課長 河嶋 健

生涯学習課長 松下 行男 読書活動推進課長 井上 豊英

学校支援課長 古田 清和 学校教育課長 竹内 伸之

子ども支援センター長 川野 一郎 学校教育課専門教育監補 戸田 慎司

学校教育課専門教育監補 北川 泰大 教育政策課総務政策班長 土井 康成

教育政策課事務主査 久保 映子

4 開会宣示

阿形教育長が、開会を宣示。

5 議事録

2月教育委員会定例会の議事録を承認。

6 署名委員指名

署名委員に波床委員を指名。

7 報告及び議案

阿形教育長

本日は、報告が1件、議案が8議案となっています。

報告第14号及び議案第38号については、会議規則第5条第6号、議案第39号について

は、会議規則第5条第1号に当たるものとして、秘密会が適当だと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

阿形教育長

異議なしと認め、報告第14号、議案第38号及び議案第39号については、秘密会とします。

議案第32号 和歌山市社会教育委員の委嘱について

阿形教育長

それでは、議事に入ります。

まず初めに、議案第32号「和歌山市社会教育委員の委嘱について」の説明をお願いします。

松下生涯学習課長

議案第32号、和歌山市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。

席上配布しております、和歌山市社会教育委員（案）をご覧ください。

和歌山市子ども会連絡会 南方世津子様、和歌山市公民館連絡協議会 山田恒次様、和歌山市婦人団体連絡協議会 宗真紀子様、和歌山市人権委員会 背山三郎様、和歌山青年会議所 佐武真介様、和歌山市小学校PTA連合会 根来洋輔様、和歌山市中学校PTA連合会 瀧口久美子様、学識経験者 芝田史仁様、学識経験者 江口怜様、学識経験者 岩橋延直様、以上10名の方々を、社会教育法第15条並びに和歌山市社会教育委員条例第2条及び第3条から、和歌山市社会教育委員として委嘱致したく存じますのでよろしくお願いします。

なお、任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までです。以上です。

阿形教育長

ありがとうございます。

社会教育委員は任期が2年となっております、今年改選ということになります。それで今、案について、松下課長から説明いただきました。何かご質問等はございませんか。

特によろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第32号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第33号 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正について

阿形教育長

続いて、議案第33号「和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正について」の説明をお願いします。

松下生涯学習課長

議案第33号、和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明いたします。

改正箇所の説明については、主な改正点のみをご説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。改正の趣旨は、夜間照明設備の使用を伴う学校施設の開放の許可の権限を明確にするために改正を行うものです。

資料3ページをご覧ください。新旧対照表により説明いたします。

規則第2条において、学校施設の開放に関する許可については、学校長に受けること、また、許可を受けることのできる者の条件について定めました。規則第3条については、夜間照明設備の使用を伴う学校施設の開放に関する許可については、教育委員会に受けること。また、許可を受けることのできる者の条件について定めました。規則第5条については、営利を目的とした利用の禁止を定めます。規則第1条、新第4条、第6条と第7条につきましては、文言の整理等を行います。説明は以上です。ご審議よろしくご説明いたします。

阿形教育長

ありがとうございます。

何かこの議案第33号についてご質問等ございませんか。

特にないでしょうか。

それでは特にないようですので、ただいまの議案第33号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第34号 和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について

阿形教育長

続いて、議案第34号「和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について」の説明をお願いします。

松下生涯学習課長

議案第34号、和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。改正の趣旨は、和歌山市教育文化センター会議室の夜間の貸出しに係る事務については、現在、生涯学習課の職員が時間外勤務を行い処理していますが、職員の働き方改革の推進を図るため、当該職員を時差出勤させることとするために改正を行う

ものです。

資料3ページをご覧ください。新旧対照表により説明いたします。改正の内容としましては、規則の別表、南コミュニティセンターの項の前に生涯学習課の職員の勤務時間として、通常区分の勤務及び遅出区分の午後0時30分から午後9時15分までの勤務を追加しています。説明は以上です。ご審議よろしく願いいたします。

阿形教育長

ありがとうございます。実際夜間の貸出しに係る職員が夜遅くまで勤務するという中で、勤務時間を少しずらす改正になります。

何かご質問等ございませんか。

特にないようですので、それでは、ただいまの議案第34号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第35号 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について

阿形教育長

続いて、議案第35号「和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について」の説明をお願いします。

井上読書活動推進課長

議案第35号、和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について、ご説明申し上げます。

議案書1ページに和歌山市民図書館運営審議会委員名簿の案、裏面の2ページには、参考資料として和歌山市民図書館条例と和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の抜粋を記載しております。現委員については、令和4年3月8日をもって任期満了となりますので、全委員を再任命したいと思います。

なお、再任について現委員からの内諾は得ております。また、各所属団体からの推薦もいただいております。それから任期は、令和4年3月9日から令和6年3月8日までの2年間となります。説明は以上です。よろしく願いします。

阿形教育長

ありがとうございます。

こちら任期が2年ということで、任期が切れますので、次の2年間の委員ということになります。全ての方に内諾いただいているということなんですけれども、何かご質問等はございませんか。

特にございませんか。

ないようですので、それでは、ただいまの議案第35号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第36号 和歌山市立子ども支援センター条例施行規則の一部改正について

阿形教育長

続いて、議案第36号「和歌山市立子ども支援センター条例施行規則の一部改正について」の説明をお願いします。

川野子ども支援センター長

議案第36号、和歌山市立子ども支援センター条例施行規則の一部改正についてです。

和歌山市立子ども支援センターでは、電話相談を開所日の9時から21時まで受け付けています。しかし、17時から21時までの間に電話相談を申し込んでくる事例が極端に少ないことから、受付時間を9時から17時までに変更しても市民サービスの低下が生ずる可能性はほとんどなく、職員の働き方改革に資することから、受付の終了時間を17時とするための所要の改正を資料のとおり行おうと考えています。

(1) 第5条第3項中「次のとおり」を「午前9時から午後5時まで」に改め、同項各号を削る。

(2) 和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則別表子ども支援センターの項を改める。以上です。ご審議、よろしくお願いいたします。

阿形教育長

ありがとうございます。子ども支援センターの電話相談について、今9時までやっているんですけども、それが大変少ない中で、時間を変更しても特に支障がないということで、市民サービスが低下するということがなく、職員の働き方改革に資するということから、終了を17時にしたいという内容だと思います。何かご質問等はございませんか。

実際17時以降、もし電話で相談したいという方がいたら、ここがなくなってもどこか相談するところはあると考えてよろしいですか。

川野子ども支援センター長

県、それから他の相談ダイヤルがございます。夜間にもし必要であれば、事前に予約していただいて、輪番制で私たちも対応するように、福祉のほうと教育のほうとで今、相談をしようとしているところです。

阿形教育長

今のお話だったら、割と決まった方が多いということですか。

川野子ども支援センター長

おっしゃるとおりです。いわゆる新規の方々は、学校関係者であるとか、そういう方々の電話による相談機関は幾つかあるんですけども、決まった方々、いわゆるリピートするような方々には、また次の日のこの時間帯にというような形を続け、お昼の時間帯に電話するよう促

し、お話をすることによって対応をしております。

阿形教育長

わかりました。ありがとうございます。

子供たちに相談ダイヤルカードというものを配っているんですけども、窓口幾つか載っております、その中にこの電話相談もあります。今紹介いただいたその他のところについてもそこに載っておりますので、特にそのサービス低下には至らないということだと思います。

それでは、ただいまの議案第36号、他にご質問特になければ採決したいと思います。よろしいでしょうか。

ただいまの議案第36号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第37号 和歌山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

阿形教育長

続いて、議案第37号「和歌山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」の説明をお願いします。

竹内学校教育課長

議案第37号、和歌山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正についてご説明します。

資料1ページ、改正の趣旨についてです。(1)行政サービスの効率的・効果的な提供を行うという観点から、様式の押印について見直し、和歌山市学校運営協議会委員推薦書について押印を不要とすることとしたため、所要の改正を行うものです。

(2)地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律附則第10条により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、本規則で引用する法律の条名が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2ページは、規則の改正部分についてです。3ページ以降は、改正案と現行の比較、新旧対照表です。主なものは条ずれの訂正となります。ご審議よろしくをお願いします。

阿形教育長

ありがとうございます。

様式への押印が、だんだん廃止されている中で、そのことと、もう一つは引用している法律の条名が変更されたことに伴う改正ということですか。何かご質問等ございませんか。

特にないでしょうか。

それでは、ただいまの議案第37号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

続いて秘密会となりますが、秘密会に入る前に「その他」で何かありませんか。

8 その他

河嶋教育政策課長

今回の教育委員会の日程について、報告させていただきます。今回の教育委員会は臨時会を開催させていただくもので、日程は令和4年3月10日（木）午後6時から教育委員室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

阿形教育長

次回また1週間後の臨時教育委員会ということで、お忙しいと思いますが、よろしくお願いいたします。他に何かございませんか。

ないようですので、秘密会に入ります。傍聴人の方は申し訳ございませんが、退室をお願いします。

9 非公開事案

報告第14号 令和3年度末退職校長に対する感謝状授与について

—以下『』部分については非公開とする—

『非公開』

議案第38号 和歌山市立学校管理規則の一部改正について

『非公開』

議案第39号 人事案件について

『非公開』